

東北福祉大学の名義、校章、シンボルマーク、ロゴタイプ、及びスクールカラーの 使用に関するガイドライン

総務部PR課

「東北福祉大学の名義、校章、シンボルマーク、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程」に基づき、このガイドラインを定める。

1. 目的

本ガイドラインは、東北福祉大学（以下「本学」という。）の教職員を対象に、本学の名義、校章、シンボルマーク、ロゴタイプ及びスクールカラー（以下「名義等」という。）の使用に関する基本的なルール、手続き事項、注意事項等について定めたものである。

大学は、人々のニーズに応え、社会・地域の課題の解決に貢献し、共に未来の社会・地域を創造していく役割を担っている。そのためには、大学のビジュアル・アイデンティティとブランド・アイデンティティを確立し、大学の理念や特色が広く社会的に認知されることが必要である。

そこで、本学のビジュアル・アイデンティティとブランド・アイデンティティの確立に寄与し、社会貢献や地域共創をよりいっそう推進するために、ここにガイドラインを定めるものである。

注）ビジュアル・アイデンティティとは、大学の理念や特色を統一されたイメージ・デザインによって表現することをいう。また、ブランド・アイデンティティとは、その大学らしい理念や特色を人々が認識できるようにはっきりと示すことをいう。

2. 名義等の使用に関する基本的なルール

本学の名義等の使用については、原則として、次のように定める。

（1）名義は、原則として、東北福祉大学、Tohoku Fukushi University（大文字使用含む）、TFUを使用すること。

（2）シンボルマークとロゴタイプは、シンボルマーク①及び②、スリーハート（応援シンボルマーク）、漢字ロゴタイプ、欧文混合ロゴタイプ（大文字・小文字の混合）、欧文大文字ロゴタイプを優先的に使用すること。

ただし、シンボルマーク②は、原則として、欧文ロゴタイプと組み合わせて使わないこと。

（3）シンボルマークとロゴタイプについて、原則として、比率の変形、部分的な拡大・縮小・変形・削除等による加工、他の図形・記号・文字・色・背景との組み合わせ、さまざまな画像処理を行わないこと。ただし、使用目的や印刷物の仕様等によっては、変形、加工、組み合わせ、画像処理を認めることがある。その場合は、本学総務部PR課に相談の上、許可を得ること。

（4）シンボルマークの色は、スミ（黒色）、白抜き以外は、原則として、指定された色もしくはそれに近い色を使用すること。

ただし、使用目的や印刷物等の仕様等によっては、異なる色の使用を認めることがある。その場合は、本学総務部PR課に相談の上、許可を得ること。

（5）スクールカラーの東北古代紫は、DIC株式会社カラーガイドシリーズによる「DIC231」を使用すること。

3. 主催、共催、協賛、後援等における名義等の使用に関するルール

主催、共催、協賛、後援等については、原則として、国内では「東北福祉大学」の名義を使用すること。

なお、主催、共催、協賛、後援における名義使用は、次のように使い分けることとする。

(1) 主催 本学又はその教育研究組織が主体となり、自らの責任において実施するシンポジウム及び講演会その他の行事において名義を使用する場合。

(2) 共催 団体等が主催し、本学又はその教育研究組織が共同して実施するシンポジウム及び講演会その他の行事において名義を使用する場合。

(3) 協賛 団体等が主催し、本学がその趣旨に賛同し協力するシンポジウム及び講演会その他の行事において名義を使用する場合。

(4) 後援 団体等が主催し、本学がその趣旨に賛同するシンポジウム及び講演会その他の行事において名義を使用する場合。

4. 申請

(1) 団体等が、名義を使用する場合は、別に定める「名義使用許可申請書」に必要事項を記入の上、本学の総務部PR課に申請し、許可を得ること。また、必要に応じて総務部PR課及び関係部署と打ち合わせるものとする。

(2) 団体等が、校章・シンボルマーク・ロゴタイプを使用する場合には、別に定める「校章・シンボルマーク・ロゴタイプ使用許可申請書」に必要事項を記入の上、本学総務部PR課に申請し、許可を得ること。また、必要に応じて総務部PR課及び関係部署と打ち合わせるものとする。

(3) 使用目的等が次に該当するときは、名義等の使用を許可することができない。

- ①特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用する場合
- ②公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- ③本学の許可を受けずに、営利目的で使用する場合
- ④本学の信用や品位を損ない、又はそのおそれがある場合
- ⑤その他、本学が適当でないと認めた場合

5. 使用

校章、シンボルマークとロゴタイプは、本学の総務部PR課を通して画像データの提供を受け、使用するものとする。

6. 改善勧告

団体等による名義等の使用について、本ガイドラインが遵守されていない場合には、本学総務部PR課および名義等の使用の責任部署が、名義等の使用者に対して改善の勧告を行うことができるものとする。

7. 使用許可の取り消し、使用禁止

改善勧告に従わない場合は、名義等の使用許可の取り消し、又は使用禁止の措置をとることができるものとする。また、本学の品位を損ない信用を失うおそれがある場合や緊急を要する場合には、改善勧告をせずに、使用禁止の措置をとることができるものとする。なお、使用許可の取り消し、又は使用禁止により損害が生じることがあっても、本学はその責を負わないものとする。

8. 注意事項

本学の名義等を使用する場合には、日本国の法令および本学諸規程を遵守すること。